

令和 7 年度山形県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 知事は、介護の知識・技能の向上により仕事に対するモチベーションを高め、離職の防止・職場定着を図ることを目的として、県内で介護保険サービス事業を行う法人が、資格を持たずに介護現場で働いている経験の浅い従事者に「介護職員初任者研修」を受講させた場合に要した経費に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる、都道府県知事又は都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者が実施する研修で、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(2) 介護保険サービス

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条及び第 8 条の 2 に定めるサービスをいう。

(3) 実務者研修修了者

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 条）第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）第 2 条に規定する養成課程を修了した者をいう。

(補助事業者)

第 3 条 この補助金の交付対象者は、県内で介護保険サービス事業を行う法人（以下「補助事業者」という。）とする。

(対象経費)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者において介護保険サービスに従事する者で、以下の要件をいずれも満たす者（以下、「交付対象修了者」という。）が受講し、修了した初任者研修の費用のうち、初任者研修受講料及びテキスト代（以下「受講料等」という。）の一部とする。

(1) 介護保険サービス従事経験年数が、申請時に 3 年未満の者

(2) 介護福祉士、社会福祉士及び介護支援専門員の資格を有していない者で、且つ、実務者研修修了者及び初任者研修修了者でない者。なお、ここでいう初任者研修修了者は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省第 25 号）附則第 2 条の規程に基づき、介護職員初任者研

修を修了した者とみなされる者を含む。

(3) 令和7年4月1日から令和8年3月15日までに初任者研修を修了した者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1の額とし、交付対象修了者1人当たりの上限額を4万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付の対象となる交付対象修了者数は、1法人につき5人までとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付申請書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は令和8年3月20日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、以下のとおりとする。

(1) 補助金所要額調書(別記様式第1号)

(2) 在職及び職歴証明書(別記様式第2号)

(3) 交付対象修了者の初任者研修修了証書の写し

(4) 補助事業者が受講料等を支払ったことが確認できる領収書等の書類。ただし、受講者本人が受講料等を支払った場合は、受講者が研修機関へ支払ったことが確認できる書類及び補助事業者が受講者に対し受講料等を支払ったことが確認できる書類とする。

(5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付申請書は、補助金の実績報告書を兼ねるものとする。

3 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付決定は、毎月末(令和8年3月にあつては、3月20日まで)に当月の申請をとりまとめ、交付申請書の受付日順に行うものとする。

(2) 複数の申請を同日に受け付け、これらの申請に係る補助金の総額が予算残額を上回る場合は、第5条に定める補助金の額にかかわらず、予算残額に応じて按分して補助金額を決定するものとする。

(3) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費は補助対象外とする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなさ

れたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、規則第7条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入れ控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第3号）により、すみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業の終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。